

九州大学全学共通 I C カードの発行及び利用に関する規程

平成 20 年度九大規程第 112 号
制 定：平成 21 年 3 月 31 日
最終改正：令和 6 年 5 月 29 日
(令和 6 年度九大規程第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）において、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）による個人認証に用いる全学共通 I C カード（以下「九大 I C カード」という。）の発行及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 九大 I C カード I C チップに V R I C S（本学が独自に開発した個人認証用 I D (Value and Right Circulation control System) をいう。）を搭載した I C カードをいう。
- (2) 部局 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、各学内共同教育研究センター、各学部等の附属施設、情報統括本部、学術研究・産学官連携本部、未来社会デザイン統括本部、データ駆動イノベーション推進本部、未来人材育成機構、各推進室等、事務局、部局事務部及び監査・コンプライアンス室並びに九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成 19 年度九大規程第 11 号）第 2 条に規定する各拠点をいう。
- (3) 部局長 前号の部局の長をいう。
- (4) 担当窓口 申請者の所属する部局における九大 I C カード担当部署で別表第 1 に掲げるものをいう。

(所有権の帰属)

第 3 条 九大 I C カード（次条第 1 項第 6 号に規定する名誉教授の証を除く。）の所有権は本学に帰属する。

(種類等)

第 4 条 九大 I C カードの種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員証
- (2) 学生証
- (3) パーソナルカード
- (4) ゲストカード
- (5) P A S S カード
- (6) 名誉教授の証

2 前項各号に掲げるカードの種類ごとの対象者、利用目的及び有効期間は、別表第 2 のとおりとする。

(管理者)

第 5 条 九大 I C カードの種類ごとに、別表第 2 のとおり管理者を置く。

2 管理者は、九大 I C カードを発行し、及び貸与し、並びに九大 I C カードの発行

及び貸与に関する業務を掌理するものとする。

(新規発行)

第6条 九大ICカードの新規発行手続は、別表第3の新規発行欄に掲げるとおりとする。

2 総長又は部局長は、前項の手続による申請に基づき九大ICカードの発行及び貸与を許可するものとする。

(受領)

第7条 前条第1項の申請をした者は、前条第2項の許可に基づき、所定の期日または期間内に九大ICカードを受領するものとする。ただし、当該申請者による受領が困難な場合は、当該申請者が委任状等により指定した者が受領することができる。

2 遠隔地における九大ICカードの受領は、担当窓口の職員が申請者本人による受領を確認できる方法により行うものとする。

(更新)

第8条 次の各号に掲げる場合は、別表第3の更新欄に掲げる申請手続により、総長に九大ICカード(ゲストカード、PASSカード及び名誉教授の証を除く。以下、この条において同じ。)の更新を申請することができる。

(1) 九大ICカードの有効期間が満了し、引き続き九大ICカードの貸与を受けようとする場合

(2) 九大ICカードの記載内容を変更する場合

2 総長は、前項の規定による申請に基づき九大ICカードの更新を許可するものとする。

3 第1項の申請をした者は、前項の許可に基づき、更新前の九大ICカードを管理者に返還し、更新後の九大ICカードを受領するものとする。

(亡失時の連絡)

第9条 九大ICカードを紛失、盗難等により亡失した場合は、情報統括本部長が別に定めるところにより、速やかに管理者へ連絡しなければならない。

(再発行)

第10条 次の各号に掲げる場合は、別表第3の再発行欄に掲げる申請手続により、総長又は部局長に九大ICカードの再発行を申請することができる。

(1) 九大ICカードを紛失、盗難等により亡失した場合

(2) 九大ICカードが汚損、破損等により利用できなくなった場合

2 総長又は部局長は、前項の規定による申請に基づき九大ICカードの再発行を許可するものとする。

3 九大ICカードの発行及び貸与を受けた者が、その責に帰すべき事由により第1項各号に該当し、九大ICカード(名誉教授の証を除く。以下、この条において同じ。)の再発行を受ける場合は、再発行手数料として、2,000円を納めなければならない。

(返還)

第11条 第8条の規定による返還のほか、次の各号に掲げる場合は、遅滞なく、九大ICカードを管理者に返還しなければならない。

(1) 九大ICカードの発行及び貸与を受けることができる身分を喪失した場合

(2) 九大ICカードの有効期間が満了した場合

(3) 第10条第1項第2号の場合に該当する場合

(禁止事項)

第12条 九大ICカードの発行及び貸与を受けた者は、善良なる管理者の注意をもって九大ICカードを管理し、他人に貸与又は譲渡してはならない。

2 九大ICカードを所持する者は、関係法令及びこの規程を遵守し、悪用、改変、改ざん、解析等を行ってはならない。

(損害賠償)

第13条 前条の規定に違反した者は、その行為により生じる本学への一切の損害を賠償するものとする。

(制限又は停止)

第14条 総長又は部局長は、九大ICカードの発行及び貸与を受けた者が第11条又は第12条の規定に違反した場合は、当該者の九大ICカードの利用を停止し、又は九大ICカードの更新及び再発行を許可しないことができる。

(事務)

第15条 九大ICカードに関する事務は、第2条第1項第4号に規定する担当窓口の協力を得て、情報システム部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に情報統括本部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程施行の際現に九州大学の職員、学生、研究生、専修生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生に発行している身分証明書並びに名誉教授に発行している名誉教授の証の利用並びに当該身分証明書及び名誉教授の証に関する業務の実施を妨げるものではない。

附 則 (平成21年度九大規程第27号)

この規程は、平成21年8月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学全学共通ICカードの発行及び利用に関する規程別表第1中のシンクロトロン光利用研究センターに係る規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則 (平成21年度九大規程第48号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第77号)

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第111号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第5号)

この規程は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大規程第9号)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第29号)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。ただし、別表第1に応用知覚研究センターを加える改正規定は、同年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第75号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第89号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。
附 則（平成22年度九大規程第105号）
この規程は、平成23年1月1日から施行する。
附 則（平成22年度九大規程第111号）
この規程は、平成23年2月1日から施行する。
附 則（平成22年度九大規程第173号）
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成23年度九大規程第4号）
この規程は、平成23年5月1日から施行する。
附 則（平成23年度九大規程第14号）
この規程は、平成23年6月1日から施行する。
附 則（平成23年度九大規程第28号）
この規程は、平成23年8月1日から施行する。
附 則（平成23年度九大規程第49号）
この規程は、平成23年10月1日から施行する。
附 則（平成23年度九大規程第80号）
この規程は、平成23年11月1日から施行する。
附 則（平成23年度九大規程第84号）
この規程は、平成24年1月1日から施行する。
附 則（平成23年度九大規程第120号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成24年度九大規程第7号）
この規程は、平成24年4月5日から施行する。
附 則（平成24年度九大規程第45号）
この規程は、平成24年10月1日から施行する。
附 則（平成24年度九大規程第49号）
この規程は、平成24年12月1日から施行する。
附 則（平成24年度九大規程第63号）
この規程は、平成25年2月1日から施行する。
附 則（平成24年度九大規程第71号）
この規程は、平成25年3月1日から施行する。
附 則（平成24年度九大規程第125号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成25年度九大規程第6号）
この規程は、平成25年5月1日から施行する。
附 則（平成25年度九大規程第36号）
この規程は、平成25年10月1日から施行する。
附 則（平成25年度九大規程第46号）
この規程は、平成25年11月1日から施行する。
附 則（平成25年度九大規程第51号）
この規程は、平成25年12月1日から施行する。
附 則（平成25年度九大規程第64号）
この規程は、平成26年1月1日から施行する。
附 則（平成25年度九大規程第81号）

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第143号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第19号）

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第65号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第116号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第25号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第44号）

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第60号）

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第68号）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第111号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第29号）

この規程は、平成28年9月30日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第56号）

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第64号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第70号）

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第73号）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第89号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第26号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、「地球資源工学グローバル人材養成のための学部・大学院ビルドアップ協働教育プログラム」教育拠点を削る改正規定は平成29年4月1日より適用し、「アジア都市・建築環境の発展的持続化を牽引する人材育成のための協働教育プログラム」教育拠点を加える改正規定は平成29年8月25日より適用する。

附 則（平成29年度九大規程第47号）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第71号）

この規程は、平成30年1月31日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第88号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第2号）

この規程は、平成30年5月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規程第13号）

この規程は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規程第57号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第70号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第82号）

この規程は、平成30年12月28日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規程第88号）

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第124号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第89号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第125号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第8号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第87号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第141号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第14号）

この規程は、令和4年6月29日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則（令和4年度九大規程第109号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第77号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年度九大規程第8号）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）
（担当窓口）

申請者の所属する部局	担当窓口		
	職員証、パーソナルカード（派遣職員等）	学生証、パーソナルカード（研究生等）	名誉教授の証
留学生センター 韓国研究センター 環境安全センター 大学文書館 ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター アドミッションセンター シンクロトロン光利用研究センター EUセンター ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター 科学技術イノベーション政策教育研究センター キャンパスライフ・健康支援センター 水素エネルギー国際研究センター 次世代燃料電池産学連携研究センター 水素材料先端科学研究センター 最先端有機光エレクトロニクス研究センター 国際教育ナビゲーションセンター 基幹教育院 高等研究院 情報統括本部 学術研究・産学官連携本部 未来社会デザイン統括本部 データ駆動イノベーション推進本部 未来人材育成機構 推進室等 伊都診療所 事務局 監査・コンプライアンス室	職員証：人事部人事給与課 パーソナルカード（派遣職員等）：当該派遣職員等の事務を処理する事務局各課、各室及び各センター並びに監査・コンプライアンス室	学務部学務企画課	人事部人事企画課
情報基盤研究開発センター サイバーセキュリティセンター ラーニングアナリティクスセンター	情報システム部情報企画課	情報システム部情報企画課	

共創学部	基幹教育・共創学部課	基幹教育・共創学部課
文学部 教育学部 法学部 経済学部 人文科学府 地球社会統合科学府 人間環境学府 法学府 法務学府 経済学府 人文科学研究院 比較社会文化研究院 人間環境学研究院 法学研究院 経済学研究院 言語文化研究院 アジア埋蔵文化財研究センター 「アジアのゼロ・エミッション 持続循環型環境都市を牽引する 人材育成・協働教育プログラム」教育拠点 人文社会科学系事務部	人文社会科学系事務部 総務課	人文社会科学系事務部 学務課
理学部 理学府 数理学府 システム生命科学府 マス・フォア・イノベーション 関係学府 理学研究院 数理学研究院 マス・フォア・インダストリ研 究所 アイソトープ統合安全管理セン ター 総合研究博物館 国際宇宙惑星環境研究センター 低温センター 先端素粒子物理研究センター 「マス・フォア・イノベーショ ン卓越大学院」教育拠点 理学部等事務部	理学部等事務部総務課	理学部等事務部教務課
医学部 歯学部 薬学部	医系学部等事務部総務課 医系学部等事務部学術 協力課	医系学部等事務部学務課

<p>医学系学府 歯学府 薬学府 医学研究院 歯学研究院 薬学研究院 生体防御医学研究所 医療系統合教育研究センター 環境発達医学研究センター 医系学部等事務部</p>		
<p>病院（別府病院を除く。） 病院事務部（別府病院事務長等を除く。） 先端医療オープンイノベーションセンター 生命科学革新実現化拠点</p>	<p>病院事務部総務課</p>	
<p>病院別府病院 病院事務部別府病院事務長等</p>	<p>病院事務部別府病院事務長付総務係</p>	
<p>工学部 工学府 システム情報科学府 統合新領域学府 工学研究院 システム情報科学研究院 システムL S I 研究センター 超伝導システム科学研究センター 超顕微解析研究センター 西部地区自然災害資料センター 未来化学創造センター 鉄鋼リサーチセンター 加速器・ビーム応用科学センター 分子システム科学センター 日本エジプト科学技術連携センター プラズマナノ界面工学センター 医用生体工学研究センター 五感応用デバイス研究開発センター 数理・データサイエンス教育研究センター 都市研究センター 次世代接着技術研究センター 最先端有機光エレクトロニクス研究センター 先進電気推進飛行体研究センター 革新的マテリアルDX拠点</p>	<p>工学部等事務部総務課</p>	<p>工学部等事務部教務課</p>

工学部等事務部		
芸術工学部 芸術工学府 芸術工学研究院 未来デザイン学センター 芸術工学部事務部	芸術工学部事務部総務課	芸術工学部事務部学務課
農学部 生物資源環境科学府 農学研究院 実験生物環境制御センター 熱帯農学研究センター 有体物管理センター 植物フロンティア研究センター 農学部等事務部	農学部等事務部総務課	農学部等事務部総務課
総合理工学府 総合理工学研究院 応用力学研究所 先導物質化学研究所 中央分析センター グリーンテクノロジー研究教育センター 極限プラズマ研究連携センター 洋上風力研究教育センター 半導体・デバイスエコシステム研究教育センター 筑紫地区事務部	筑紫地区事務部総務課	筑紫地区事務部教務課
附属図書館 附属図書館事務部	附属図書館事務部図書館企画課	
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所 エネルギー研究教育機構 アジア・オセアニア研究教育機構 ネガティブエミッションテクノロジー研究センター “ビヨンド・ゼロ”社会実現に向けたCO ₂ 循環システム研究拠点 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究拠点	I ² CNER・Q-P IT共通事務支援室	I ² CNER・Q-P IT共通事務支援室

(備考)

- 1 「派遣職員等」とは、派遣契約職員、学外非常勤講師、受託研究員、その他部局長等が必要と認めた者及び部局長等から申請のあった者をいう。

- 2 「研究生等」とは、研究生、専修生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生をいう。
- 3 ゲストカード及びP A S Sカードの担当窓口は、当該カードにより個人認証を行っている施設等を管理している部局の担当窓口とする。

別表第2（第4、5条関係）

（ICカードの種類、対象者、利用目的、有効期間、管理者）

種類	対象者	利用目的	有効期間	管理者
職員証	役員、常勤職員、 非常勤職員	<ul style="list-style-type: none"> 職員証（身分証明） 図書館利用 入館、入室及び入構 生協等における電子決済 全学共通ID(SSO-KID)が 必要なシステムへのアクセ セス 	原則として5年間	情報統括本部長
学生証	学部学生、大学 院生	<ul style="list-style-type: none"> 学生証（身分証明） 図書館利用 入館、入室及び入構 生協等における電子決済 全学共通ID(学生ID)が 必要なシステムへのアクセ セス 	学部学生：九州大学 学部通則第2条に 規定する修業年限 大学院生：九州大学 大学院通則第2条 及び第3条に規定 する修業年限	情報統括本部長
パーソナルカード	派遣職員等 研究生等	<ul style="list-style-type: none"> 図書館利用 入館及び入室 生協等における電子決済 全学共通ID(SSO-KID)が 必要なシステムへのアクセ セス 	貸与を受けた日から その日の属する年度 の末日までの期間の うち、管理者が認め た期間	情報統括本部長
ゲストカード	外来者	<ul style="list-style-type: none"> 入館及び入室 	申請に基づき管理者 が認めた期間	部局長
PASSカード	職員(職務利用) 外来者	<ul style="list-style-type: none"> 入構 	職員（職務利用）：原 則として5年間 外来者：入構時（1 回）	部局長
名誉教授の証	名誉教授	<ul style="list-style-type: none"> 名誉教授の証（身分証明） 図書館利用 入構 全学共通ID(SSO-KID)が 必要なシステムへのアクセ セス 		情報統括本部長

別表第3（第6、8、10条関係）

（ICカードの種類、新規発行・更新・再発行申請手続）

種類	新規発行	更新	再発行
職員証	WEB申請 ただし、一括新規発行時には、担当窓口で取りまとめの上、申請	WEB申請 ただし、一括更新時等においては、担当窓口で取りまとめの上、申請	WEB申請
学生証	担当窓口で取りまとめの上、総長に申請	担当窓口で取りまとめの上、総長に申請	所定の様式を担当窓口へ提出することにより、総長に申請
パーソナルカード	所定の様式を担当窓口へ提出することにより、総長に申請	所定の様式を担当窓口へ提出することにより、総長に申請	所定の様式を担当窓口へ提出することにより、総長に申請
ゲストカード	所定の様式を担当窓口へ提出することにより、部局長に申請		所定の様式を担当窓口へ提出することにより、部局長に申請
PASSカード	外来者 入構申請書（各キャンパス所定様式）を担当窓口へ提出することにより申請		外来者 入構申請書（各キャンパス所定様式）を担当窓口へ提出することにより申請
名誉教授の証	人事部人事企画課より、総長に申請		人事部人事企画課より、総長に申請

（備考） 職員が職務上利用するPASSカードは、情報統括本部において必要数を把握し、配布するものとする。